

平成2年鋼船規則及び同検査要領B編一部改正の解説

1. 規則改正の概要

平成2年7月30日付規則18号及び達31号により、鋼船規則及び同検査要領B編船級検査の一部が改正された。同改正の概要を以下に解説する。

日本籍船舶の場合、従来船級登録後の定期的検査として定期検査、中間検査（第1種中間検査及び第2種中間検査）並びにプロペラ軸及び船尾管軸の検査が規定され、次のような理由から日本以外の国の船籍を有する船舶と比較すると運航上の制約が大きかったため、こうした格差の是正に対する要望が強かった。

- ①貨物船安全構造証書の有効期間との関係から、原則として定期検査は4年以内の間隔で完了させなければならないこと。
- ②全ての船舶に対して第1種中間検査が要求されていること。
- ③船底部の検査（以下、「船底検査」という。）が定期検査及び第1種中間検査の一部として取り扱われていること。

今回の改正で船底検査が他の定期的検査から分離独立したことにより、前記②及び③を原因とした運航上の制約は解消されるものの、貨物船安全構造証書の有効期間が現行の4年から5年に代わらない限り、前記①についての解決は困難と考えられる。

改正の概要は、以下のとおりである。

- (1) 船級維持検査として定期的検査及び臨時検査を規定して、定期的検査の種類を定期検査、中間検査（第1種中間検査及び第2種中間検査）、船底検査並びにプロペラ軸及び船尾管軸の検査とした。
- (2) 船底検査を次のように規定した。

時期：いかなる5年間においても少なくとも2回の船底検査を行う条件で前回の船底検査終了の日から30箇月を超えない期日とした。ただし、船齢10年以上のタンカーについては、登録検査又は定期検査終了の日から次回の定期検査の前日までの期間に少なくとも2回の船底検査を行う条件で前回の船底検査終了の日から24箇月を超えない期日とし、旅客船及び潜水船については、定期検査及び第1種中間検査と同じ時期とした。

延期：原則として出来ないこととした。ただし、検査要領B 1.1.12 (2) に規定する現状確認検査を行い本会の承認を得れば6箇月を超えない範囲で延期できることとした。なお、旅客船及び潜水船については、定期検査及び中間検査の規定に準じて延期できることとした。

検査項目：船体関係では船体外外部、舵、排水管及びその弁とし、機関関係ではプロペラ、船尾管及び船底弁とした。

更に、制度上の検査の時期が24箇月間隔から30箇月間隔になったことに鑑み、検査要領B 5.1.3に規定した外板に隣接した区画のうち代表的なものの内部検査を行うこととした。

水中検査：上架又はドック入れの代替としての水中検査は、従来第1種中間検査においてのみ可能であったが、連続して代替しない限り船底検査を水中検査に代替することを可能とした。

- (3) 船底検査を規則B編5章として新設したため、章立て並びに関連条文を改めた。

以上の改正が施行される平成2年10月1日付の規則により、定期的検査（プロペラ軸及び船尾管軸の検査を除く）について、日本籍船舶と日本以外の国に船籍を置く船舶（旅客船及び潜水船は除く）を比較すると表1のようになる。同表において、検査項目については、原則として違いが在るものに限って記載してある。

2. 定期的検査の実施例

検査の実施例を図1に示す。同図において

例1は、全ての検査を検査の時期に受験する場合

例2は、検査の時期の受験を原則とするものの、検査が年1回となるよう繰上げないし延期をする場合

例3は、1年目のGuarantee Dock時に1中及び船底検査を繰上げ、検査が年1回となるよう繰上げないし延期をする場合

例4は、Guarantee Dockを2年目とし、船底検査をその時期に繰上げ、検査が年1回となるよう繰上げないし延期をする場合

である。いずれの場合にも規則で許される限り船底検査の間隔が大きくなるようにした。

例1及び例2の場合には、6年目の1中時に船底検査

表1 日本籍船舶と日本籍以外の船舶の定期的検査の比較

	日 本 籍 船 舶	日 本 籍 以 外 の 船 舶
定期検査 間 隔 延 期 検査項目 船底部*2 錨, 錨鎖 ボイラー	4 年 可*1 な し あ り あ り	4 年 可/1年 あ り あ り*3 な し*4
中間検査 [第1種=Intermediate] 対象船舶 時 期 延 期 検査項目 船底部*2 錨, 錨鎖 ボイラー 貨物倉又はタンク [第2種=Annual] 時期 (前回の検査から) 延 期	全 船 定期検査から2年 可*1 な し あ り あ り あ り*6 12箇月 可*1	全てのガス船及びケミカル船・船齢10年以上のタンカー, ばら積船, 木材及び鉱石運搬船・船齢15年以上のその他の船舶 定期検査から2.5±0.5年 不 可 な し/タンカーはあり*5 な し な し*4 あ り*7 12±3 箇月 不 可
船底検査 時 期 (前回の船底検査から) 延 期 検査項目 錨, 錨鎖 貨物倉又はタンク	30箇月 ただし, 船齢10年以上のタンカーは24箇月*8 原則不可/6 箇月*9 な し あ り*10	30箇月 可/6 箇月*9 あ り*3 な し

(注) *1: 検査の時期に当該船舶がいる場所及び当該船舶の種類に応じて, 5 箇月ないし1 箇月の範囲での延期ができる。ただし, 定期検査及び第1 種中間検査の1 年以内の延期は検査の一部についてのみ可能であり, 書類上では検査の時期に検査は完了した形にして, 残りの検査項目のための臨時検査項目のための臨時検査を1 年以内に指定する取り扱いとしている。

*2: 船体外部のほか舵, 排水管, プロペラ, 船尾管及び船底弁を含む。

*3: 錨鎖が整列されている場合のみ検査を行う。ただし, 定期検査の場合, 錨鎖の整列の有無に関わらず錨の検査を行う必要がある。

*4: ボイラーの検査は分離独立している。

*5: タンカーとは, 引火性液体貨物をばら積み輸送する船舶で, ガスないしケミカルばら積船を含む。

*6: 船齢10年以上のタンカー及び木材運搬船並びに船齢15年以上のその他の船舶にあっては, 船首尾部各1 箇の貨物油タンク又は貨物倉の内部検査を行う。

*7: タンカーにあっては, 少なくとも貨物タンク2 箇, 船首尾タンク及び貨物区域内の海水バラストタンク2 箇, その他の船舶にあっては, 少なくとも船首尾部各1 箇の貨物倉, 船首尾タンク及び貨物区域内の海水バラストタンク2 箇の内部検査を行う。

*8: 次の付帯条件があることに注意する。

・船齢10年以上のタンカーにあっては, 登録検査又は定期検査終了の日から次回の定期検査の前日までの期間に少なくとも2 回の船底検査を行うこと

・その他の船舶にあっては, いかなる5 年間にも少なくとも2 回の船底検査を行うこと

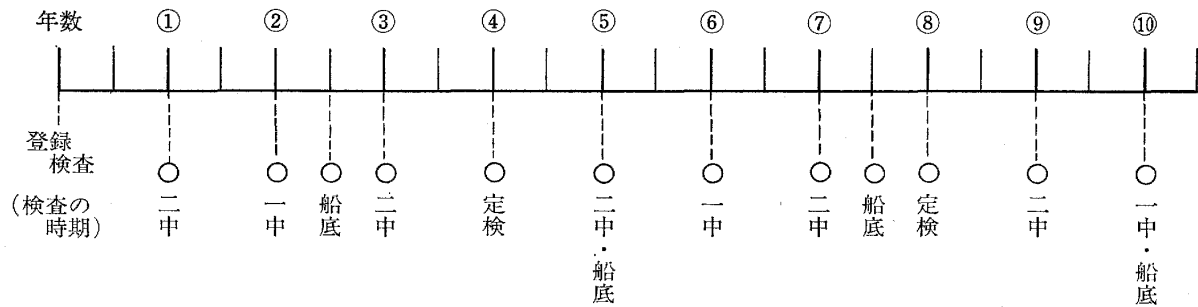
*9: 延期には, 現状確認のための検査をして本会の承認を得ることを要する。

*10: 船底検査の間隔を30箇月とする船舶にあっては, 外板に隣接する区画のうち代表的なものの内部検査を行う。船種により, 一般に次の区画とする。

・一般貨物船及び木材運搬船: 船倉1 箇

・ばら積貨船及びチップ運搬船: バラストタンク兼用の船倉1 箇又は船首尾タンク

・上記以外の船舶: バラストタンク1 箇又は船首尾タンク



(実施) ▲完了, ⇐一部繰上, ⇒一部延期, →延期, ←繰上, *船底検査

例1	▲ AS	⇒ IS	▲* DS (IS)	▲ AS	⇒ SS	▲* AS, DS (SS)	▲ IS	▲ AS	▲* DS (SS)	⇐ SS	▲ AS	▲* IS, DS
例2	▲ AS	⇒ IS	→ AS, DS (IS)	▲* AS, DS (SS)	⇒ SS	▲* AS, DS (SS)	▲ IS	▲ AS	→ SS, DS	▲* AS	▲ IS, DS	▲* IS, DS
例3	▲* IS, DS	▲ AS	⇐ IS	⇒ SS, DS (IS)	→ ▲* AS	▲ IS, DS	▲* AS	⇒ SS	→ ▲* AS, DS (SS)	⇐ IS	⇒ IS	▲* IS
例4	▲ AS	▲* IS, DS	⇐ AS	⇒ SS	→ ▲* AS, DS	⇒ IS	▲* AS, DS	⇐ SS	→ ▲* AS	⇐ IS, DS	→ ▲* IS, DS	▲* IS, DS

図1 定期的検査の実施例

との関連がつけられなくなり、錨及び錨鎖の検査が難しくなる。

例3及び例4の場合には、1中ないし定検と船底検査とを関連させて実施するには問題ない。ただし、例3は1中の繰上げが3箇月までに限られている危険化学品ばら積船等には採用出来ず、例4は実質的な定検が5年目及び7年目となるすなわち入渠時に検査した方が好ましい項目（例えば、タンク等に関連した検査）を2年間隔

で検査するという不合理が生じる。

ただし、船齢10年以上のタンカーについては、ほぼ従来通りと考えられる。

しかしながら、全ての船舶について、船底検査が分離独立し6箇月の範囲で延期可能となったため、検査を受ける側にとって運航上の自由度は大きくなったと思われる。